

上川北部流域の地域管理経営計画等の 策定に関する地元意見交換会

日 時：平成24年1月19日(木) 13:30～16:00

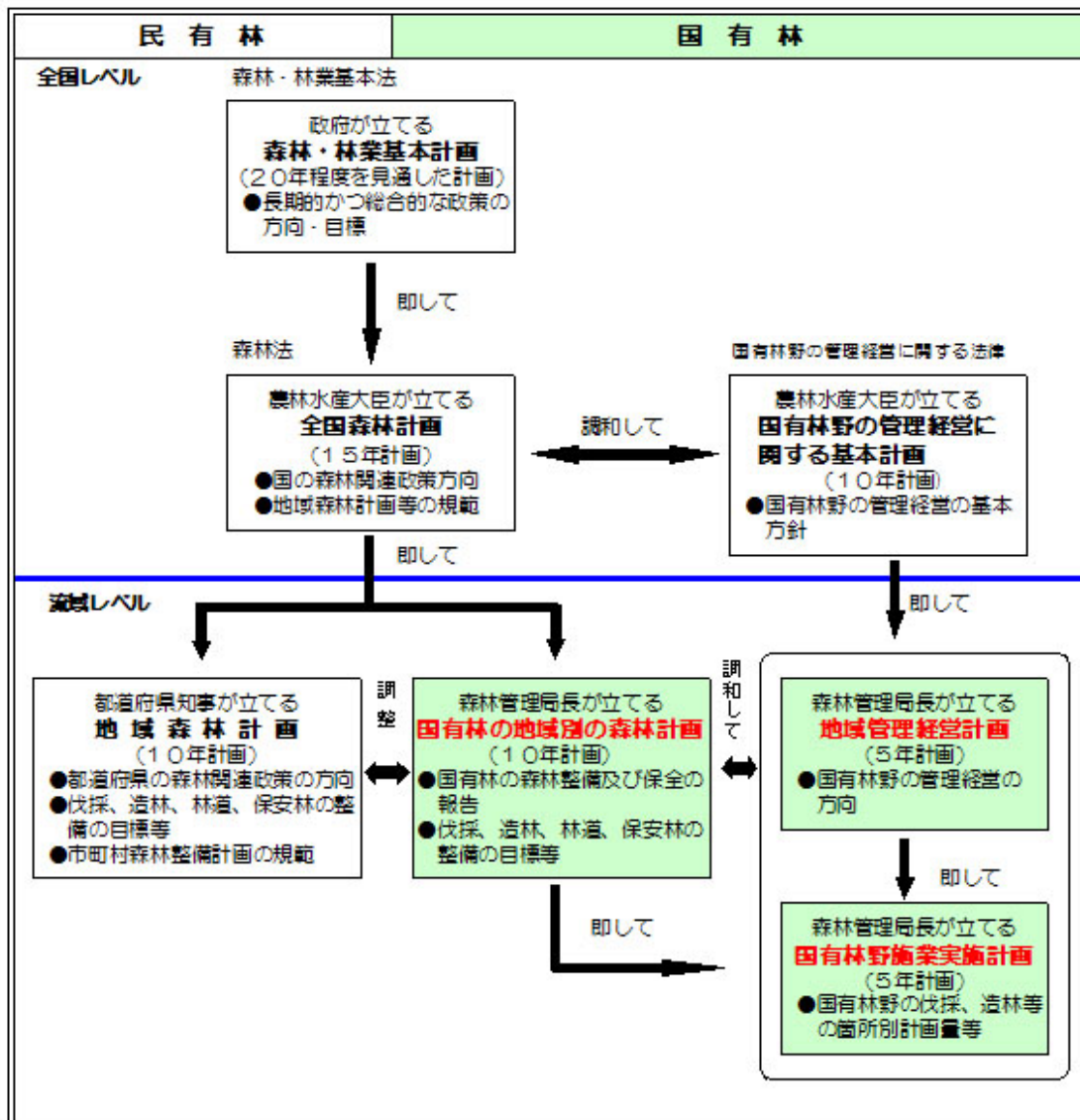
会 場：下川町バスターミナル合同センター（二階大ホール）

次 第

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 上川北部森林管理署長挨拶
- 4 地域管理経営計画等の説明
- 5 意見交換
- 6 北海道森林管理局計画部長挨拶
- 7 閉会

国有林の森林計画制度の体系

国有林における森林計画制度の体系は次のとおりです。



国有林の地域別の森林計画とは

「森林法」に基づき、管理経営する国有林野の森林整備について、森林管理局長が森林計画区ごとにたてる10年間の計画です。

※地域管理経営計画とは

「国有林の管理経営に関する法律」に基づき、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の総量等について、森林管理局長が森林計画区ごとにたてる5年間の計画です。

国有林野施業実施計画とは

「国有林野管理経営規程」に基づき、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即し、箇所別の伐採、更新等について、森林管理局長が森林計画区ごとにたてる5年間の計画です。